緑ヶ丘公園まっすぐの径におけるキッチンカー事業者（試行実施）
募集要項

１　趣旨・目的

帯広市では、緑ヶ丘公園の新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「緑ヶ丘公園エリアビジョン」を令和７年３月に策定し、当該ビジョンの策定の中で、市民の皆様にとって休憩スペースを含めた飲食などの民間サービスへのニーズが高いことが明らかとなりました。

緑ヶ丘公園エリアビジョンの実現に向け、公園利用者へのサービス向上を目的に、令和７年７月から８月にかけて、緑ヶ丘公園児童遊園において、物販利用を行う事業者を募集し、事業を実施したところ、記録的な暑さの影響もあり、物販の利用は限定的なものとなりました。

そこで、今回の実証実験においては、場所と実施時期を変更して実施し、実証実験を通じて、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつ物販利用を実施していただく中で、緑ヶ丘公園の利便性向上に望ましいサービスや設置場所について検証していきます。

上記の趣旨にご賛同いただき、緑ヶ丘公園の魅力アップと利用者への利便性向上に資する事業者を募集します。

２　出店可能期間及び時間帯

令和８年５月１日（金）～令和８年５月 10 日（日）　９時～17 時

※　ただし、５月７日（木）を除きます。

※　５月２日（土）のみ時間を 19 時まで延長します。

※　雨天などの悪天候においても出店することは可能ですが、車の轍などに注意し、公園内の芝生などを損傷した場合は、原状回復をしていただきます。

３　出店場所

緑ヶ丘公園まっすぐの径東側（グリーンパーク側）内

※　まっすぐの径内での出店位置については、２の「出店可能期間」内で出店日数が多い順に①～⑩の番号を割り当てます。当日、出店場所には①～⑩の立て看板を設置しますので、立て看板の位置に出店してください。

４　出店可能事業者数

10 事業者（１事業者につきキッチンカー１台まで）

※　出店者間のメニューの調整などはいたしません。事業者に承諾いただいた場合は、緑ヶ丘公園出店カレンダー上に、事業者名を掲載しますので、各出店者で調整をお願いいたします。

５　販売品目

調理営業・販売業として保健所の許可を得ている、飲食物又は緑ヶ丘公園で販売することが相応しい商品

６　申請方法

⑴　申込受付期間

令和８年４月５日（日）～令和８年４月 15 日（水）

⑵　申込方法

本要項をお読みのうえ、次のフォームに必要事項を入力して申請してください。

URL： https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=2Fuxab7z

⑶　出店の決定

申請内容を確認のうえ、先着順に許可決定します。

７　出店に伴う使用料

１㎡につき 60 円/日

※　悪天候や出店者の都合により、出店を取りやめた場合であっても、使用料の返還はいたしません。

８　出店の流れ

⑴　期間前

①　申請受付後７日以内に、公園行為許可書、納入通知書（青紙)、出店者番号や出店時の注意事項を記載した用紙を郵送します。

②　通知を受けた出店者は、納入通知書（青紙）に記載されている納入期日までに、使用料を指定の金融機関で支払います。

⑵　出店当日

①　９時以降に、みどりと花のセンター職員に公園行為許可書を提示し、車止めの鍵と通行許可証を受け取ります。

②　車止めの鍵を開けて園内に進入し、進入後車止めの鍵を閉めてください。

③　園内を通過する際は、公園利用者に注意のうえ徐行して出店場所に移動してください。

④　割り振られた出店者番号と同じ番号の立て看板がある場所に車両を配置してください。

⑤　営業終了後、店舗周辺のごみ拾いなどの原状回復を行った上で、園内から撤収し、17 時（５月２日（土）は、19 時）までにみどりと花のセンターに鍵と通行許可証を返却してください。

※　連日、出店する場合であっても、必ず、鍵と通行許可証は返却してください。

⑶　出店期間終了後

出店終了日の翌日から 10 日以内に「アンケートフォーム」から利用者数や今後の出店にあたっての要望や課題などについて回答してください。

※　アンケートフォームは、出店決定時にお知らせします。